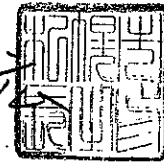


札幌市契約規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月27日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第19号

札幌市契約規則の一部を改正する規則

札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(一般競争入札の告示)	(一般競争入札の告示)
第4条 市長は、一般競争入札に当たっては、入札期日の5日	第4条 市長は、一般競争入札に当たっては、入札期日の5日

改正前	改正後
<p>前日（入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を締結しないため若しくは落札を取り消されたため、期日を改めて再度の一般競争入札を行うときにおいては、3日前の日）までに次の事項について告示するものとする。この場合において、工事の請負契約に係る入札においては、当該告示から入札までに、建設業法（昭和24年法律第100号）<u>第20条</u>に規定する期間以上の期間を設けなければならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（入札保証金の納付の免除）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 一般競争入札に参加しようとする者がその参加資格を有する者で、過去2年間に本市<u>その他の官公庁</u>と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを<u>すべて</u>誠実に履行したものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>前日（入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を締結しないため若しくは落札を取り消されたため、期日を改めて再度の一般競争入札を行うときにおいては、3日前の日）までに次の事項について告示するものとする。この場合において、工事の請負契約に係る入札においては、当該告示から入札までに、建設業法（昭和24年法律第100号）<u>第20条第3項</u>に規定する期間以上の期間を設けなければならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（入札保証金の納付の免除）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 一般競争入札に参加しようとする者がその参加資格を有する者で、過去2年間に<u>公共団体等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいう。以下同じ。）</u>と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを<u>全て</u>誠実に履行したものであつ</p>

改正前	改正後
<p>(3) (略)</p> <p>(指名競争入札の参加者の指名に係る通知)</p> <p>第17条 市長は、前条の規定により指名競争入札の参加者を指名したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、第4条各号に規定する事項を各被指名者に通知するものとする。ただし、緊急を要するとき、<u>その他やむを得ない事情があるときは</u>、第2号に定める場合にあつては入札期日の<u>2日前</u>の日まで、第3号に定める場合にあつては入札期日の<u>6日前</u>の日までそれぞれ短縮することができる。</p> <p>(1) 入札に付する事項の予定価格が500万円に満たない場合 入札期日の<u>2日前</u>の日</p> <p>(2) 入札に付する事項の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない場合 入札期日の<u>6日前</u>の日</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項の場合において、工事の請負契約に係る指名競争入札</p>	<p>て、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(指名競争入札の参加者の指名に係る通知)</p> <p>第17条 市長は、前条の規定により指名競争入札の参加者を指名したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、第4条各号に規定する事項を各被指名者に通知するものとする。ただし、緊急を要するとき<u>その他やむを得ない事情があるときは</u>、<u>第1号に定める場合にあつては入札期日の2日前の日まで</u>、第2号に定める場合にあつては入札期日の<u>5日前</u>の日まで、第3号に定める場合にあつては入札期日の<u>8日前</u>の日までそれぞれ短縮することができる。</p> <p>(1) 入札に付する事項の予定価格が500万円に満たない場合 入札期日の<u>5日前</u>の日</p> <p>(2) 入札に付する事項の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない場合 入札期日の<u>8日前</u>の日</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項の場合において、工事の請負契約に係る指名競争入札</p>

改正前	改正後
<p>にあつては、前条の規定による指名から入札までに、建設業法第20条に規定する期間以上の期間を設けなければならない。</p>	<p>にあつては、前条の規定による指名から入札までに、建設業法第20条第3項に規定する期間以上の期間を設けなければならない。</p>
<p>(随意契約によることができる場合の予定価格の額)</p>	<p>(随意契約によることができる場合の予定価格の額)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>(1) 工事又は製造の請負 <u>250万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>160万円</u>(物品の買入れにあつては、市長が別に定める額)</p> <p>(3) 物件の借入れ <u>80万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>50万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け <u>30万円</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u></p> <p>(予定価格の決定)</p>	<p>(1) 工事又は製造の請負 <u>400万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>300万円</u>(物品の買入れにあつては、市長が別に定める額)</p> <p>(3) 物件の借入れ <u>150万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>100万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け <u>50万円</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u></p> <p>(予定価格の決定)</p>
<p>第20条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第7条(第4項を除く。)の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、予定価格が<u>100万円</u>未満のとき、及び価格が法令で定められているときその他市長が特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することがで</p>	<p>第20条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第7条(第4項を除く。)の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、予定価格が<u>200万円</u>未満のとき、及び価格が法令で定められているときその他市長が特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することがで</p>

改正前	改正後
<p>きる。</p> <p>(契約書等)</p> <p>第23条 契約は、<u>契約書その他の書面</u>（以下「契約書等」という。）により行う。ただし、市長が特に指定したものについては、契約書等を作成しないことができる。</p> <p>2 契約書等には、<u>次の事項を記載する</u>。ただし、契約の内容により必要のない事項は、省略することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 市長は、議会の議決に付すべき契約又は札幌市財産条例（昭和39年条例第6号）第2条に定める財産の取得若しくは処分に係る契約を締結しようとするときは、議会の議決を得た後に契約を締結する旨を競争入札による落札者又は随意契約をしようとする相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮</p>	<p>きる。</p> <p>(契約書等)</p> <p>第23条 契約は、<u>契約書（契約の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）その他これに類するもの</u>（以下「契約書等」という。）により行う。ただし、市長が特に指定したものについては、契約書等を作成しないことができる。</p> <p>2 契約書等には、<u>次の事項の記載又は記録をする</u>。ただし、契約の内容により必要のない事項は、省略することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 市長は、議会の議決に付すべき契約又は札幌市財産条例（昭和39年条例第6号）第2条に定める財産の取得若しくは処分に係る契約を締結しようとするときは、議会の議決を得た後に契約を締結する旨を競争入札による落札者又は随意契約をしようとする相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮</p>

改正前	改正後
<p>契約書を作成するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、仮契約書を作成しないことができる。</p>	<p>契約書（<u>仮契約の内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。</u>）を作成するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、仮契約書を作成しないことができる。</p>
<p>4 (略)</p> <p>(契約保証金の納付の免除)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(契約保証金の納付の免除)</p>
<p>第25条 (略)</p>	<p>第25条 (略)</p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に<u>本市その他の官公庁</u>と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを<u>すべて</u>誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に<u>公共団体等</u>と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを<u>全て</u>誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が<u>50万円未満</u>であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が<u>第19条各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額以下</u>であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>
<p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p>

改正前	改正後
<p>(工事請負の契約書)</p> <p>第27条 第23条第2項の規定にかかわらず、工事の請負契約にあっては、契約書に<u>記載する事項</u>は、建設業法第19条第1項各号に掲げるものとする。</p> <p>(不動産購入の契約書等)</p>	<p>(工事請負の契約書)</p> <p>第27条 第23条第2項の規定にかかわらず、工事の請負契約にあっては、契約書に<u>記載又は記録をする事項</u>は、建設業法第19条第1項各号に掲げるものとする。</p> <p>(不動産購入の契約書等)</p>
<p>第30条 不動産の購入に関する契約書等には、第23条第2項各号に掲げるもののほか、次の事項を<u>記載する</u>。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(動産購入の契約書等)</p>	<p>第30条 不動産の購入に関する契約書等には、第23条第2項各号に掲げるもののほか、次の事項の<u>記載又は記録をする</u>。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(動産購入の契約書等)</p>
<p>第31条 動産の購入に関する契約書等には、第23条第2項各号に掲げるもののほか、次の事項を<u>記載する</u>。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(賃貸借の契約書等)</p>	<p>第31条 動産の購入に関する契約書等には、第23条第2項各号に掲げるもののほか、次の事項の<u>記載又は記録をする</u>。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(賃貸借の契約書等)</p>
<p>第33条 賃貸借に関する契約書等には、第23条第2項各号に掲げるもののほか、次の事項を<u>記載する</u>。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(着手の届出)</p>	<p>第33条 賃貸借に関する契約書等には、第23条第2項各号に掲げるもののほか、次の事項の<u>記載又は記録をする</u>。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(着手の届出)</p>
<p>第39条 請負人は、工事に着手したときは、直ちに<u>書面をもつ</u></p>	<p>第39条 請負人は、工事に着手したときは、直ちにその旨を市</p>

改正前	改正後
<p>てその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p>	<p>(工事工程表及び請負代金内訳書)</p>
<p>第40条 (略)</p>	<p>第40条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の工事工程表及び請負代金内訳書は、市長が特に認めた場合は、<u>提出しない</u>ことができる。</p>	<p>3 第1項の工事工程表及び請負代金内訳書は、市長が特に認めた場合は、<u>作成及び提出をしない</u>ことができる。</p>
<p>(しゅん功検査)</p>	<p>(しゅん功検査)</p>
<p>第43条 請負人は、工事を完成したときは、直ちに<u>書面</u>をもってその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第43条 請負人は、工事を完成したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(請負代金の支払)</p>	<p>(請負代金の支払)</p>
<p>第48条 (略)</p>	<p>第48条 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、請負代金額が50万円以上の工事にあつては、請負人の請求により部分検査を行い、請負代金額のうち部分検査に合格した既成部分に係る額（以下「既成部分額」という。）が30万円を超えるごとに既成部分額の10分の9以内の額を部分払として支払うことができ</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、請負代金額が50万円以上の工事にあつては、請負人の請求により部分検査を行い、請負代金額のうち部分検査に合格した既成部分に係る額（以下「既成部分額」という。）が30万円を超えるごとに既成部分額の10分の9以内の額を部分払として支払うことができ</p>

改正前	改正後
<p>る。ただし、次の各号の<u>いずれにも</u>該当し、かつ、市長が特に必要と認めた場合にあつては、既成部分額の範囲内で、その10分の9を超える額を支払うことができる。</p> <p>(1) 当該工事が国庫補助又は起債の対象となる事業に係る工事であること。</p> <p>(2) <u>契約期間が2年度以上にわたる</u>工事であること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(その他の請負の履行)</p> <p>第50条の2 第43条(第4項を除く。)及び第48条第1項の規定は、工事及び製造以外の請負の場合について準用する。この場合において、<u>第43条第1項中「直ちに書面をもって」とあるのは「直ちに」と、同条第2項中「14日以内」とあるのは「10日以内」と、第48条第1項中「工事目的物の引渡しを受けた」とあるのは「契約の履行」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(動産の売払い)</p> <p>第54条 動産を売り払う場合には、代金の受納後にその動産を</p>	<p>る。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当し、かつ、市長が特に必要と認めた場合にあつては、既成部分額の範囲内で、その10分の9を超える額を支払うことができる。</p> <p>(1) 当該工事が国庫補助又は起債の対象となる事業に係る工事であり、<u>かつ、契約期間が2年度以上にわたるものであること。</u></p> <p>(2) <u>当該工事が性質上可分の</u>工事であること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(その他の請負の履行)</p> <p>第50条の2 第43条(第4項を除く。)及び第48条第1項の規定は、工事及び製造以外の請負の場合について準用する。この場合において、<u>第43条第2項中「14日以内」とあるのは「10日以内」と、第48条第1項中「工事目的物の引渡しを受けた」とあるのは「契約の履行」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(動産の売払い)</p> <p>第54条 動産を売り払う場合には、代金の受納後にその動産を</p>

改正前	改正後
<p>引き渡すものとする。ただし、市長は、価格が<u>100万円</u>を超えるものについては、その10分の8以下の額を月賦払又は年賦払とすることを認めることができる。</p>	<p>引き渡すものとする。ただし、市長は、価格が<u>200万円</u>を超えるものについては、その10分の8以下の額を月賦払又は年賦払とすることを認めることができる。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第17条第2項の改正に係る部分は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第19条、第20条、第25条（第5号に係る部分に限る。）及び第54条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行う告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行った告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。